

JMAQA 申請・登録組織各位

一般社団法人日本能率協会
審査登録センター

「緊急事態宣言再発出に対する対応のご案内」

現在、東京、沖縄を対象に発出された「緊急事態宣言」を受け、日本能率協会審査登録センター（JMAQA）では、お客様、審査員、従業員の感染予防のため、現時点ででき得る可能な範囲の対策を講じております。これらの対策は、世界保健機構（WHO）や政府、厚生労働省、地方自治体などの発表や指示に基づき、小会内にて実施策を決定しています。

<審査サービスについて>

日本能率協会 審査登録センター（JMAQA）では、予定しておりますマネジメントシステム認証並びに製品認証の初回審査、サーベイランス（維持審査）、更新審査（再認証審査）につきましては、政府や地方自治体の指示、お客様の感染症対応の意思決定に基づき計画通りの実施、実施方法の変更又は、審査日程の変更等の対応をさせていただきます。審査の実施に関するご相談につきましては、当センターまでご連絡いただきますようお願い致します。

<お客様へのご案内>

審査サービスの継続のため以下の対応を決定しております。感染症への対応は、緊急事態の状況となってきましたので、国、地域の指示や状況を考慮し個別対応を原則とします。

- 1) 登録証の有効期限切れがないよう更新審査の実施を優先事項として、IAFの参考文書（IAF ID 3: 2011）に基づき審査日程を延期する場合も延期の可否をリスクに基づき判断します。
- 2) サーベイランス審査、初回審査については、個々の状況を考慮し判断いたします。
- 3) 変化する国や地方行政の情報や指示に基づき審査の実施の実現性を判断し、個別に対応します。
- 4) センター内の審査関連の業務については、在宅勤務等のリモート作業が可能なものは、リスクを配慮した環境にて実行し、審査から判定までの審査サービスを継続します。
センターとの連絡において、ご不便をおかけする場合がございますが、何卒ご了承ください。

【審査実施に関して】

- ① 審査会場については、審査員、お客様双方の健康に配慮し、定期的な換気や座席の距離の確保をお願いします。
- ② 審査チームとお客様の間でフルリモート審査やICTを利用したリモート審査が可能なかを個別に検討して対応しますのでご相談ください。

※IAFの参考文書（IAF ID 3: 2011）については以下のアドレスでご確認ください。

<https://www.iab.or.jp/files/items/common/File/IAFID32011.pdf>

※FSSC、JFS-C規格の審査は、フルリモート審査、リモート審査は実施できません。

<審査員の対応について>

審査員には、感染予防及び健康管理を含めて細心の注意を払うように以下の指示を周知徹底しております。

- 1) 手指の殺菌消毒、手洗い、うがいの励行
- 2) マスクの着用
- 3) 「咳エチケット」の励行
- 4) 毎日の体温測定の実施。
- 5) 発熱（37.5度以上の発熱）や咳など、新型コロナウイルス感染の疑いのある症状がある場合は、審査に参加しない。

<JMA 職員に対して>

世界保健機構（WHO）や厚生労働省などの発表に基づき、小会内にて対応策を決定しています。

万一感染した際は、人事部に連絡することを義務付け、JMA 職員の健康状態の把握・情報収集を行っています。

- 1) 各自の健康管理・健康観察（毎朝の検温など）の義務付け
検温した結果、熱がある場合は、上長へ報告の上、医療機関を受診し、出勤を控える
- 2) 時差通勤の積極的な活用、在宅勤務の導入
- 3) 出勤時・外出後の入室前の手洗い・うがい、咳エチケットの励行
- 4) お客様ならびに JMA 職員の健康と安全を考慮した、マスクの着用

今後も情勢の推移を踏まえ、柔軟に対応する所存であり、本対応は予告なく変更する可能性があります。

以上